

令和8年5月27日

一般社団法人 京都電業協会 御中

京都市建設局長 田中伸弥
〔担当 建設企画部監理検査課〕
電話 075-222-3548

京都市建設局クールタイム・シフト工事試行要領の策定について（通知）

平素は、本市建設行政に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

京都市建設局発注の建設工事における猛暑への対策として、夏季等における作業時間を柔軟に設定できる「京都市建設局クールタイム・シフト工事試行要領」に基づき、下記の通り実施します。

つきましては、貴団体の会員の建設事業者様へ御周知賜りますよう、よろしくお願いいたします。

記

1. 対象工事

建設局発注のすべての工事（工事に類する業務委託を含む。）を対象とする。ただし、施工時間に制約がある等、作業時間の調整等が難しい工事は対象外とする。

また、すでに発注済の工事については、受発注者の協議により試行できるものとする。

2. 対象期間

6月1日から9月30日までの期間を対象とする。

3. 京都市情報館への掲載について

後日、**別添**を京都市情報館（本市ホームページ）に掲載する予定です。

4. 京都市建設局猛暑対策サポートパッケージ

京都市建設局発注の工事で実施できる猛暑対策メニューを「京都市建設局猛暑対策サポートパッケージ」として取りまとめました。

地域の実情や現場の状況に応じて、対策メニューを選択し、組み合わせて実施できます。

以上



京都市建設局クールタイム・シフト工事試行要領

1 目的

近年、厳しさを増す猛暑への対策として、夏季等における作業時間を柔軟に設定できるようにすることで、高温時間帯での作業を回避し、作業員の安全確保と建設業界の魅力向上を図ることを目的とする。

2 対象期間

6月1日から9月30日までの期間を対象とする。

3 対象工事

建設局発注の全ての工事(工事に類する業務委託を含む。)を対象とする。ただし、施工時間に制約がある等、作業時間の調整等が難しい工事は対象外とする。

また、既に発注済みの工事については、受発注者の協議により試行できるものとする。

4 実施内容

(1) 施工時間のシフト

通常勤務すべき時間帯(8時～17時)から勤務時間をシフト(前倒し、後倒し)して、現場作業を行うことができる。

なお、シフト時間の制約はありません。

勤務時間		取組内容	労働時間
通常	8時～17時(休憩1時間含む)	—	8時間
例1	5時～14時(休憩1時間含む)	3時間前倒し	8時間
例2	6時～15時(休憩1時間含む)	2時間前倒し	8時間
例3	11時～20時(休憩1時間含む)	3時間後倒し	8時間

(2) 施工時間の短縮

通常勤務すべき時間帯(8時～17時)から所定労働時間を短縮して、現場作業を行うことができる。ただし、所定労働時間の短縮は最大で3時間までとする。

勤務時間		取組内容	労働時間
通常	8時～17時(休憩1時間含む)	—	8時間
例1	8時～14時(休憩1時間含む)	3時間短縮	5時間
例2	8時～15時(休憩1時間含む)	2時間短縮	6時間

(3) 休憩時間の追加

通常勤務すべき時間帯(8時～17時)の休憩時間を増やし、現場作業を行うことができる。ただし、追加する休憩時間は、最大で合計3時間までとし、追加する休憩時間は、まとめても分散させてもよい。

	勤務時間	取組内容	労働時間
通常	8時～17時(12時～13時休憩)	—	8時間
例1	8時～17時(12時～15時休憩)	2時間休憩追加	6時間
例2	8時～17時(12時～13時休憩、 13時30分～14時休憩、 14時30分～15時休憩、 15時30分～16時休憩)	1.5時間休憩追加	6.5時間

(4) 実施内容(1)～(3)の組み合わせ

実施内容(1)～(3)を組み合わせる実施することができる。ただし、(2)と(3)を組み合わせる場合は、所定労働時間の短縮と追加する休憩時間の合計は、3時間までとする。

	勤務時間	取組内容	労働時間
通常	8時～17時(休憩1時間含む)	—	8時間
例1 (1)+(2)+(3)	6時～13時(休憩2時間含む)	2時間前倒し 2時間短縮 1時間休憩追加	5時間
例2 (1)+(2)	5時～13時(休憩1時間含む)	3時間前倒し 1時間短縮	7時間
例3 (2)+(3)	8時～15時(休憩2時間含む)	2時間短縮 1時間休憩追加	5時間
例4 (1)+(3)	5時～14時(休憩2時間含む)	3時間前倒し 1時間休憩追加	7時間
例5 (1)+(2)+(3)	13時～20時(休憩2時間含む)	3時間後倒し 2時間短縮 1時間休憩追加	5時間
例6 (1)+(3)	11時～20時(休憩2時間含む)	3時間後倒し 1時間休憩追加	7時間

5 実施方法

(1) 対象工事の明示

本要領を適用する工事は、**別紙1**のとおり、特記仕様書にクールタイム・シフト工事の対象であることを明示する。

既に発注済みの工事については、**別紙2**のとおり、工事打合せ簿でクールタイム・シフト工事の対象であることを通知する。

(2) 実施の協議

受注者がクールタイム・シフトの実施を希望する場合は、実施開始までに**別紙3**の記載例を参考に、実施期間及び実施内容を工事打合せ簿で協議し、施工計画書に取組内容を反映する。

6 実施に伴う費用

クールタイム・シフトの実施に伴い必要となる費用は、受注者が全額負担するものとし、設計変更の対象としない。

7 工期の延長

クールタイム・シフトの実施に伴い、「4(2) 施工時間の短縮」及び「4(3) 休憩時間の追加」を実施した場合は、その日数分の工期延期を行うことができる。ただし、工期延期により増加する費用は設計変更の対象としない。

8 工事成績評定

受注者が、クールタイム・シフトの実施までに、工事打合せ簿で協議し、施工計画書に取組内容を反映したうえで、履行状況の確認ができた場合は、**別紙4**のとおり、工事成績評定(創意工夫)において、1点加点する。

9 実施に伴う留意点

- (1) 10人以上の事業所において、就業規則(始業及び就業の時刻、休憩時間等)を変更する場合、労働基準監督署へ届出が必要になる。所定の手続が必要な場合は、受注者が行う。
- (2) 受注者が夏季等における作業時間を柔軟に設定できるよう、施工時間のシフトにかかる警察や地元等への協議が必要な場合は、発注者は協力をを行う。

10 その他

対象工事の実施に当たって、本要領に定めのない事項は、発注者と受注者は協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、令和8年6月1日から施行する。

「京都市建設局クールタイム・シフト工事」の試行に伴う
特記仕様書(個別工事編)の記載例について

第〇〇条 (受注者希望方式による「クールタイム・シフト工事」の試行)

- 1 本工事は「京都市建設局クールタイム・シフト工事」の対象(受注者希望方式)であり、「京都市建設局クールタイム・シフト工事試行要領」(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000354379.html>)に基づいて実施する。
- 2 受注者は、実施を希望する場合、実施開始までに、実施期間及び実施内容を発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、その実施内容を反映させること。
- 3 施工計画書提出後に実施の協議が整った場合は、変更施工計画書に、その実施内容を反映させること。

工 事 打 合 簿

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input checked="" type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	令和 年 月 日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input checked="" type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> その他 ()		
工事名			
(内容)	<p>「クールタイム・シフト工事」の実施について、以下の通り希望します。</p> <p><実施期間> 令和〇年〇月〇日 ~ 令和〇年〇月〇日</p> <p><勤務時間> (通常) 〇時〇〇分 ~ 〇時〇〇分 (休憩〇時間) (変更) 〇時〇〇分 ~ 〇時〇〇分 (休憩〇時間)</p> <p><実施内容> ①施工時間のシフト 〇時間前倒し (〇時間後倒し) ②施工時間の短縮 〇時間短縮 ③休憩時間の追加 〇時間休憩追加</p>		
処理・回答	発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示 <input checked="" type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 () 施工計画書に取組内容を反映し、履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の 考査項目「創意工夫」において、加点対象とする。 なお、クールタイム・シフト実施に伴い必要となる費用は、設計変更の対象とし ない。 令和 年 月 日	
	受注者	上記について <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 () 令和 年 月 日	

総括 監督員	主任 監督員	担当 監督員

現場 代理人	主任 (監理) 技術者

※ 情報共有システムを用いない場合は、各欄（現場代理人欄等）に記名（署名または押印含む）すること。

別紙-1[14-2]

【記入方法】 該当する項目の□にレマークを記入

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

【主任監督員】

審査項目	細 別	工 夫 事 項								
5 創意工夫	I 創意工夫	<p>【品質】</p> <input type="checkbox"/> 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫 <input type="checkbox"/> コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫 <input type="checkbox"/> 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫 <input type="checkbox"/> 配筋、溶接作業等に関する工夫 <p>【安全衛生】</p> <input type="checkbox"/> 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している ※本項目は2点の加点とする。 <input type="checkbox"/> 安全を確保するための仮設備等に関する工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) <input type="checkbox"/> 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫 <input type="checkbox"/> 現場事務所、労働者宿舍等の空間及び設備等に関する工夫 <input type="checkbox"/> 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫 <input type="checkbox"/> 一般車輛突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫 <input type="checkbox"/> 厳しい作業環境の改善に関する工夫 <input type="checkbox"/> 環境保全に関する工夫 <p>【電子検査】</p> <input type="checkbox"/> 電子検査を実施した。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td></td> <td>情報共有システム</td> <td>情報共有システム+電子納品</td> <td>情報共有システム+電子納品+電子検査</td> </tr> <tr> <td>評点</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> </table> <p>【その他】</p> <input type="checkbox"/> その他(理由: 遠隔現場を実施した。) <input checked="" type="checkbox"/> その他(理由: クールタイム・シフトを実施した。(+1点)) <input type="checkbox"/> その他(理由:) <input type="checkbox"/> その他(理由:) <input type="checkbox"/> その他(理由:) <input type="checkbox"/> その他(理由:) <input type="checkbox"/> その他(理由:)		情報共有システム	情報共有システム+電子納品	情報共有システム+電子納品+電子検査	評点	—	—	1
	情報共有システム	情報共有システム+電子納品	情報共有システム+電子納品+電子検査							
評点	—	—	1							
記述評価 (レマークを付した評価内容を詳細記述)	※2 合計点: _____ 点	※5 合計点×2= 評定点: _____ 点	【創意工夫の詳細評価】工夫の内容及び具体的内容を記載							

※1 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。

※2 評価は各項目において1つレ点が付されれば1、2、3、4点で評価し、合計点は最大7点の評価とする。

※3 上記の審査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。

※4 「エラーあり」とは、発注者が、CAD製図基準(案)に準じた図面を受注者に提供できなかった場合に限る。この際、「エラーあり」の図面の提出を認めるものとする。(写真及び書類のエラー状態のままの提出は、原則認めない。)

※5 合計点に重み2倍をかけ評定点とする。(評定点は14点満点とする。)


京都市建設局 猛暑対策 サポートパッケージ

年々厳しさを増す猛暑に対して、工事における実施対策メニューをまとめました。施工地域の実情や現場の状況に応じて、実施メニューを組み合わせて運用できます。




受発注者で現場に応じた猛暑対策を選択し、この夏を乗り越えましょう！！

1. 柔軟な働きかた ～猛暑期間・時間の作業回避～

 猛暑日を考慮した工期設定
工期の算定に猛暑日を考慮し工事発注を行うもの




 「京都市建設局クールタイム・シフト工事試行要領」の活用
高温時間帯の作業時間を回避する目的で、早朝や夕方以降の時間帯に作業時間をシフトしたり、休憩時間を追加し施工を行うもの

**R8
新規**

加

2. ときにはデジタルに ～効率的な施工、作業環境の改善～


 「京都市建設局ICT活用工事試行要領（案）」の活用
ICTの活用による効率的な施工や作業環境の改善を実現するもの



加


費用計上

3. 熱中症対策に費用を計上 ～経費等の確保～

 作業員個人に対する熱中症対策の費用計上
経口補水液の常備や空調服の使用等、作業員個人に対する熱中症対策を実施した場合は、現場管理費の補正で熱中症対策費用を計上するもの



費用計上

 現場の施設等における熱中症対策の費用計上
空調設備、ミストファンや遮光設備の設置等、現場の施設での熱中症対策を実施した場合は、現場環境改善費で熱中症対策費用を計上するもの



**R8
改定**

費用計上